

事前に頂いた御意見と事務局回答

意見番号 1

(御意見)

調節池において、環境保全、自然再生に向けた維持管理は非常に重要なことはいうまでもありません。今後の保全に向けて、最近の話題に関連していくつか考えておく必要があります。

最近、河川敷にシカが目撃が増えてきて、山林等において、食害を及ぼすことから、害獣に指定されており、その対処に議論が沸き上がっています。本調節池においてもシカが迷入した場合の対処について、懇談会としての意見をまとめておく必要があります。

以下は個人的な意見です。

本来、シカは山岳地帯ではなく、平野に多く住んでいた動物です。ところが、平地が開発されたために山を住処にしてきているわけです。河川敷のような場所においては、元々、生態系の一部をなしてきた動物です。シカは山や畑では、新芽を食い荒らす害獣ですが、河川においては、樹木の芽のうちからたべてくれることで、樹林化を防止してくれる動物でもあります。

他方、日本の河川の河岸生態系の成り立ちはもちろん、河川管理（樹林化のない礫河川での管理）は、平安時代以降戦後まで続いた山に木のない状態に基づいて、出来上がっています。そのため、現在では、山の管理と川の管理とで、目標とするものが逆になってしまっているものが多くあります。（例えば、山では、緑を増やすことが重要ですが、川にとっては、それは、礫の供給が減少するという状況をもたらします。）そうした観点に立てば、人間に被害をもたらすことのない、元からいたような動物については、そのまま放置する方が適当ではないかと思えます。

ただし、懇談会としての議論は必要だろうと思えます。

(事務局回答)

- 河川区域内におけるシカなどの動物の生息・行動が樹林化の防止等に繋がる場合、河川管理に対して寄与する部分があると考えられます。
- しかしながら、荒川第二・三調節池内は殆どが民有地であり、その利用の多くは、水田や田畑、公園や運動場、ゴルフ場として盛んに利用されております。
- このため、当該調節池内にシカなどの動物が出現した場合、食害や施設利用者の安全確保のため、耕作者や施設利用者、管理者などから、捕獲や駆除の要請が出るのが想定されます。
- こうした背景から、荒川第二・三調節池の事業者・管理者としてどのような対応が考えられるか、皆様の議論を参考にしたいと考えております。

意見番号 2

(御意見)

環境保全、自然再生は、従来から順応型管理が行われていますが、現状では、試行錯誤に頼らざるを得ない部分が多々あり、その分、時間を多く費やします。時期が限られるものについては、わかる情報は積極的に取り入れることが望まれます。他方、周辺の様々な分野では、新しい手法もどんどん開発されてきています。今後のことも鑑み、新手法の開発、採用していくことで、新しい管理の方法を確立させていくことが重要です。

(事務局回答)

●調節池の維持管理にあたっては、過去の事例や皆様からのご意見も踏まえながら、新たな手法の開発や有効な手法の採用に取り組んでいく考えです。

意見番号 3

(御意見)

横堤はすべて撤去する計画のようですが、横堤の存在により維持されてきた自然環境もあるようです。横堤撤去によりどのような変化が予想されるか検討されましたか？横堤をすべて撤去することが必要と判断されたのであればその理由を説明いただきたいと思います。

(事務局回答)

●横堤の撤去に関しましては、行わない方針と致しました。

意見番号 4

(御意見)

池内水路はどの程度の深さなのでしょうか？常時流水を確保する目的ですか？水路の川べりはどのような形になるのでしょうか？地域の植物で覆われて、人々や様々な生き物が水辺を訪れることができる岸辺になるとよいと思います。

(事務局回答)

●池内水路につきましては、荒川の背水を排水門から常時水を供給できるよう、水路床を概ね水平になるよう整備する予定であり、第二調節池の水路の掘削深は約3m、第三調節池の水路の掘削深は約6mとなっております。

●水路の断面形状は基本的に台形状とし、一部区間については、利用者等が親水できるような形状も検討してまいります。

意見番号 5

(御意見)

調節池工事による自然環境の悪化を、池内に水路を整備するという手法を取ることによって、軽減あるいは現状よりも質的向上を図ることが期待されます。しかしながら調節池内の土地利用次第では、今ある自然環境を大きく損なう可能性があります。

掘削・築堤等、工事による改変が伴わないエリアの具体的な環境対策を同時に進行させることが必要です。

まずは事業者として、荒川第二・三調節池における自然環境の保全・再生・創造に向けてのビジョンを示していただきたい。

(事務局回答)

- 本事業では、調節池内の自然環境の改変を最小限に留めることを基本として、整備を行ってまいります。
- このため、掘削・築堤等の工事の殆どは、現在ゴルフ場やグラウンドとして占用されている国有地内に収める計画であり、民有地の買収・改変は第二・三調節池の仕切堤整備箇所など、最小限に留めることとしております。
- 工事による改変が伴わない民有地における自然環境に対しては、工事期間中の騒音・振動等による影響を適切に評価し、有識者等の助言を踏まえて必要な対応を行うとともに、完成後における洪水時の冠水時間についても調節池の整備前後で概ね同程度となるよう施設整備を行うなど、配慮をしてまいります。

意見番号 6

(御意見)

横堤の撤去は、歴史的価値はもちろんのこと、さいたま築堤建設をめぐる市民団体とのこれまでの経緯を踏まえれば再検討が必要かと考えます。

(事務局回答)

- 横堤の撤去に関しましては、行わない方針と致しました。

意見番号 7

(御意見)

調節池自然環境の保全・創出とそれに伴う維持管理の観点からの意見

荒川は首都圏の大事な自然地で未来永劫これを維持し、より豊かにするために管理をしていくことが自然を壊してきた今の世代の将来世代に対する責任のとりかたである。

植生は上位生物の基本で、今、荒川周辺にかろうじて残されている昆虫類などの動物にとって在来植物の植生の多様性は希少になった生物の生命線である。国は研究者や自然保護団体と協力し、将来世代から尊敬されるような調節池を作ってほしい。

堤防の植生は古く築堤されたものほど多様な在来種がある。ここ数十年に築堤した堤防は外来種の多い傾向がある。横堤は首都圏では外来種に汚染されている場所が増えてはいるが豊かな植生を持つものが多い。最近築堤されているものは築堤中から外来種が目立つ。

2018年上尾市環境センター付近の築堤工事の土置き場跡の植生を観察してみた。7月観察の1部。外部から持ち込まれた土に混入していた種子から発芽したものと思われる。

- ・周辺では見たことがほとんどなかったヤナギハナガサ シナガワハギが目立った。
- ・周辺ではまだ少ないムラサキツメクサ コアカザ ネズミムギ オッタチカタバミ アレチヌスビトハギ アレチギンギシ ナガバギンギシ メマツヨイグサ ユウゲショウ 帰化朝顔 アメリカイヌホウズキ ブタクサ オオブタクサ ヒロハホウキギク アメリカセンダングサ オオアレチノギク ヒメムカシヨモギ ダンドボロギク ヒメジョオン セイタカアワダチソウ オニノノゲシ 菜の花 アメリカオニアザミ クローバー セイバンモロコシが目立った。

在来種はほとんどないのではと思うほどだ。これでは膨大な外来種のための堤防にしかない。生態系の基本が植生であることは言うまでもなく、在来種の植物も生息空間を奪われ在来植物を餌のもととする動物は餌を失う。

2000年代になって自然再生推進法、外来生物法、生物多様性基本法が矢継ぎ早に制定されたが実際に法が活用されなければ意味がない。日本の将来のためにもこれらの法を実際の工事に生かすべきだと思う。

築堤

- ・できるだけ地元の土を活用する。
- ・絶対外来種が入らない植生の創出と管理・・・根本先生・山田先生の試験 実験・実践
- ・富栄養にならない土地づくり・・・富栄養になると在来種も大きくなりすぎ植生のバランスが崩れる。
- ・養生期間を長くする・・・初期の外来種管理が大切。
- ・年3ないし4回の草刈りを常態にして管理する。富栄養化の防止

(事務局回答)

●本事業は、調節池内の自然環境の改変を最小限に留めることを基本としており、現在、主にゴルフ場やグラウンドとして使用されている国有地に堤防や水路等を整備する計画となっております。

- 築堤に関しましては、池内水路の掘削によって発生する地元の土を最大限に流用して行いますが、不足分については別途築堤土を搬入して使用します。
- 新たに整備する堤防や水路の維持管理に当たっては、外来種の繁茂等も含めて、学識者や皆様の助言を踏まえて対応を検討してまいります。
- なお、草刈りの回数については、維持修繕費の制約を踏まえた対応となります。

意見番号 8

(御意見)

横堤

当会でも横堤はこのまま生かしていくということから、荒川宝来地区の拡幅工事において貴重種の移植先にした。横堤を撤去する意味がわからない。調節池ごとに多様な環境があってもよいのではないか。

(事務局回答)

- 横堤の撤去に関しましては、行わない方針と致しました。

意見番号 9

(御意見)

堤内

遊水池内を公有地化してできるだけ自然地にもどして欲しい。また農地は耕作者がいる場合は残してもよいと思う。万が一の場合の食糧自給のために必要。ゴルフ場・グラウンドは空き家が増えている現在、都市整備で作るべき。将来世代の大切な財産を現代人の遊びのために使う必要はないのではないか。

(事務局回答)

- 本事業は、調節池内の自然環境の改変を最小限に留めることを基本としており、現在、主にゴルフ場やグラウンドとして使用されている国有地に堤防や水路等を整備する計画となっております。
- 本事業において、施設の整備や河川管理に支障がない調節池内の私有地を、国が買収し、改変や利用目的の転用を行うことは基本的にできないと考えております。

意見番号 10

(御意見)

河畔林・屋敷林・水塚

今のままにしてほしい。特に握津・宝来地区には良好な河畔林や湿地が点在している。今ある環境の多様性は自然の多様性を意味している。できるだけ今も環境を生かして欲しい。

竹林の適正管理は増えすぎない管理が必要。地域の方の需要や楽しみの機会を協議して活用を進めることも管理の方法の一つ。

遊水池予定地にはすでに良好な自然があり、常時猛禽類やフクロウが観察できます。巨木を有する河畔林の存在も生息地を形成しているといえる。保護していくべき。

(事務局回答)

- 調節池内の河畔林、屋敷林・水塚の多くは民有地であり、施設整備や河川管理に必要な用地ではないため、本事業において買収・改変を行う計画はありません。
- こうした河畔林、屋敷林に生息する猛禽類に対しては、適切なモニタリング等を行いながら、騒音・振動等に対する配慮の下で、工事を進めてまいります。

意見番号 11

(御意見)

環境教育

子どもたちが水や自然と自然体験をできる場触れ合うことのできる場にして欲しい。

自然の豊かさに触れてこそ自然の大切さを実感できる。AIも大切だが子ども世代には自然環境に触れて学ぶことは、知的側面のみならず感性の育成や生命の尊重・安全な行動をとれるようにする等々にとっても重要なものだ。それを身近に体験することのできる場に河川敷はうってつけである。パソコンでは人間の五感を育てることはできない。地域の人と協力をして行政はそのための組織づくりをするとよい。今なら自然を楽しんだ世代がいるのでその方たちのサポートもお願いすることもよいのではないかな。

堤内水路はワンドの機能を持った自然に近い池の形にしてはどうか。水生生物の増加が期待できる。農業地を民地のままにするなら洪水時の補償をするべきである。

また農地以外への転用禁止をして欲しい。グラウンド、ゴルフ場への転用禁止にしなければ調節池機能が活かされない。

(事務局回答)

- 池内水路につきましては、一部区間に親水エリアを設ける検討を行っており、環境教育の推進にも資するものと考えております。
- こうした水辺の利活用については、今後地元の関係者と調整してまいります。

- 池内水路にワンドを設けることについては、排水機能を確保する観点から検討が必要ですが、水生生物の生息環境に関するご意見は参考にさせていただきます。
- また、調節池内の農地については、以下の理由から基本的に補償を行わないこととしています。
 - ・ 囲繞堤及び越流堤の整備により、高水敷の冠水頻度は現状と比して低下するため
 - ・ 池内水路や排水施設の整備により、洪水が流入しない場合の高水敷の排水状況は現状と比して悪化しないため
 - ・ 池内水路や排水施設の整備により、洪水が流入した場合の高水敷の冠水時間は現状と同程度となるため
- 民有地の利用については、河川管理者は、河川法の許可が必要な行為を除いて民有地の利用について制限を課すことはできないため、グラウンド、ゴルフ場への転用を禁止することはできません。

意見番号 1 2

(御意見)

川裏湿地のビオトープ化

開平橋袂の斜面林と湿地のビオトープ化をして欲しい。堤防から外れた土地の将来が埋立地等になるのではと心配される。むしろ調節池の補助機能を持った自然地のようにしたほうがよい。

(事務局回答)

- 開平橋袂の斜面林及び湿地については河川整備区域外の堤内地であり、施設整備や河川管理に必要な用地ではないため、本事業において買収・改変を行う計画はありません。

意見番号 13

(御意見)

平方河岸の遺産を活かす会の一員でもある当委員会委員としての意見

荒川沿いには縄文～弥生時代の多くの遺跡がある。

荒川の舟運により繁栄した平方河岸の歴史を有する平方地区は、荒川と密接に関連した歴史・文化を有している。はるかな古代から荒川の自然・地形と密接に結び付いた歴史文化がある。

調節池や堤防を造る際には、河川と周辺地域の自然や生活文化の関わりを考慮し、市民に伝える空間や場・仕組みを取り入れたものとして欲しい。

そのためには、調節池や堤防づくりを、荒川周辺の地域のまちづくりとどのようにつなげていくのか、市や地域住民と十分な協議の場を設けながら、具体的な設計に結び付けてもらいたい。

第二・三調節池と上尾市平方地区は首都圏の方をはじめ多くの方を引き付ける荒川ツーリングの恰好なテーマを持っています。国も「かわまちづくり」という制度を持って全国に展開していると聞いている。これらを活用することも考えていただきたい。

遊水池は通常は今までと変わらないものとするならば、より良い自然や地元の歴史文化とも結ばれた地元人からも愛されるものにしたほうが維持管理上もよいのではないか。

荒川の自然と地元の歴史・文化を結びつけた地域おこしは、ある意味斬新な考えだと思う。国が新しい事業で実践されることで公共事業の評価が上がると思う。

(事務局回答)

- 調節池内の自然や周辺地区の生活文化に配慮し、民有地の買収や自然環境への改変を最小限に留めた整備を行ってまいります。
- また、施設の整備にあたっては、住民や関係者の皆様からの意見を踏まえ、整備を進めるとともに、近隣自治体とも連携し、観光資源となることも見据えた対応を検討してまいります。

意見番号 14

(御意見)

荒川第二・三調節池に関して、土地利用の内容、農耕者との関係など、知識の取得がされていませんが、いつも考えていることを記述します。自然環境の保全、創出、維持管理の観点から、小面積で良いのですが、一定区域については何もしない、放任区域（ゾーン）を設定し、その動植物の推移をモニタリングすることは、自然環境の保全、創出に有効と考えます。しかし、大木などが生じてはいけないう制約があるなら別ですが。調節池でするので可能かとも思いました。

その他、いくつかの異なる環境について、管理方法を3段階程度の区域（ゾーン）を設定するとかの考え方ができればベターと思います。

蛇足ですが、東洋大学の川越キャンパスを作るときに、敷地の入り口から本館の入口近くまで、一定幅で放任区域（ゾーン）の設定を提案した生物学教授の故人がおりまして、採用されなかった話を生前に伺いました。

(事務局回答)

●本事業において、新たに整備する堤防や水路の一部を利用して、動植物のモニタリングをすることは可能と考えられます。

●今後、具体的なご提案があれば、検討してまいりたいと考えています。

意見番号 15

(御意見)

まず、平面図を見て、これでは守りたいものが守れないと衝撃を受けている。

現在は、荒川第二調節池の地域特徴である3つの課題について、検証を行っている最中である。この検証結果については、後日ご報告したいと考えています。

次世代に残したい3つの地域特性

- ① 旧集落跡地の林と水田を行き来して生息する動物（カエル類）
- ② 2つのヨシ原に存在する湿生植物群落の存在
- ③ 水田埋土種子の存在

地内水路について

帯水域であることから水深、水量、水質等の具合で、ミシシippアカミミガメやウシガエルなど外来種の棲みかになり、池全体に勢力範囲を伸ばす可能性が大きい。西遊馬の「マル掘り」が良い例であるが、荒川第一・二調節池間で、カエル類が生息できなくなった大きな要因が外来種問題である。

さらに、地内水路が釣り堀になる可能性が高いことである。昭和地区の水路など車で釣り人が集まっている事実がある。人が動くところに外来種問題はついてくる。

池内水路の水面レベルと周囲に伸びる水路、鴨川旧河川などへの影響が知りたい。また、排水門と荒川の水面のレベルなど、調節池の断面図を見たいものである。

(事務局回答)

●調節池整備後の池内水路において釣りが盛んに行われるかどうかについては現時点で不明ですが、危険行為や迷惑行為、外来種の持ち込みなど、問題のある行為については河川管理者において対応を行ってまいります。

●水路の縦断勾配や、各水路との高さの関係については、現在、検討中です。

意見番号 16

(御意見)

横堤の撤去について

荒川の横堤は洪水時の周囲堤にかかるリスクを分散するとして設置されて、土木遺産にもなっている。横堤の撤去は無謀と考える。

荒川総合グラウンドと昭和地区の境に在る横堤の北法尻には、周辺の希少植物が残っている。さいたま築堤工事の際に、ハンゲショウ等を移植もしている。塚本堤防は、秀でて豊かな植物相が残る場所である。今回の台風の後始末で、北面の表土が剥がされたが、他では見られない植物が出現したことのあつる堤防である。

堤防を撤去した跡地が車道や駐車場になり、地内水路への連絡路になるか、グラウンド等への開発の足掛かりになる可能性が高い。

(事務局回答)

- 横堤の撤去に関しましては、行わない方針と致しました。

意見番号 17

(御意見)

集落跡地の開発

この場所は地域として保存が図られるべき場所で、荒川中流域の宝物的場所である。この春、水田がドックランになり、ここに通じる車道の車止めが移動した。周辺地主はお金に換えたいと願っていることも事実である。

調節池の大半が民有地であることは、開発も自由である。

調節池の計画段階から、各種調査が行われているが、どの調査が根拠となりこの平面図が出来上がったのか、その根拠を明らかにして頂きたい。この図面作成に当たり、どのようなランドデザインを描いていたのか、次世代に誇れる事業であるのか。疑問だけが膨らむ次第である。

早急に、詳細を明らかにする場を設けて頂きたい。

(事務局回答)

- 本事業は、調節池内の自然環境の改変を最小限に留めることを基本としており、現在、主にゴルフ場やグラウンドとして使用されている国有地に堤防や水路等を整備する計画となっております。
- 当該集落跡地や水田については基本的に民有地であるため、河川法の許可が必要な行為を除いて、当事務所として開発を制限することはできません。
- 当該ドックランの整備につきましては、荒川上流河川事務所において、河川法に基づいた審査を行い、工作物設置の許可を行ったものと聞いております。

- なお、囲繞堤や池内水路、管理用道路、排水施設の配置等については、主に以下に基づいて設定しています。
 - ・河岸からの距離を含む、新堤防の機能・安全性の観点
 - ・河川整備計画等を踏まえた調節池の容量の観点
 - ・池内の排水を確保する観点
 - ・民有地の買収、環境改変等を最小限とする観点

意見番号 18

(御意見)

- ① 「荒川第二・三調節池」が計画されている河川敷の範囲(約760ha)は、20~30年以上前から首都圏有数の生物多様性が豊かな保全すべき重要地域であることが、様々な調査によって広く知られています。「荒川第二・三調節池」は国交省が責任を持って治水と環境が両立する調節池を建設すべき事業と考えますが、これまでの環境アセスメントの調査結果を踏まえて、国交省としてはこの地区内の生物多様性の重要性をどのように認識し、調節池建設工事の中でどのように守り自然再生していくのかの基本となる考えを示してください。

特に荒川河川敷には民地が広く存在しますが、治水施設(築堤・地内水路等)を直接建設しない調節池内の民地部分の環境対策を明確にしておくことが不可欠と思います。760ha全体が第二・三調節池に位置づけられていることから、河川法の目的に示されている「河川環境の保全整備」の対象地となることは間違いありません。荒川調節池事業の重要課題のひとつとして、民地に対する環境対策の進め方を示してください。

(事務局回答)

- 荒川第二・三調節池内の生物多様性の保全と持続可能な利用に向けて、本事業においては、調節池内における環境改変を最小限に留めることを基本としており、民有地の買収・改変も最小限に留めることとしております。
- また、越流堤を越えて洪水が流入した後の高水敷の冠水時間の変化や内水の排水状況についても、整備前後で概ね同程度になるよう施設整備を行うこととしています。
- このほか、民有地に多く存在する営農地については、必要な取水を維持するための施設整備を行うこととしており、営農環境に大きな変化はありません。
- 工事の実施においては、環境影響評価の結果に基づき、民有地の区域を含め、大気汚染、騒音、振動の発生低減、水質汚濁等の防止に努め、動物・植物等に配慮して、事業を進めてまいります。

意見番号 19

(御意見)

②送付資料の平面図に記されていた新規建設施設（築堤・池内水路等）の位置について、公有地と民地を区分した図面の中に、建設位置を落とすと共に、官地と民地の開発割合を教えてください。同じように今回のアセスメントの調査で明らかとなった保護が求められる希少動植物等の確認地点と開発場所を重ね合わせて、直接的と間接的な影響の両方の分析結果を教えてください。

(事務局回答)

- 本事業では、囲繞堤、池内水路、工事用道路の殆どを現状ゴルフ場やグラウンドとして占有されている国有地に整備することとしています。
- 従って、平面図上に示された施設整備箇所のうち、民有地に該当するのは、主に第二・三調節池の仕切堤部分のみになります。
- 開発割合については官地の割合が圧倒的に高く、9割以上を占めています。
- アセスメントの調査で明らかとなった希少動植物等への影響については、今後、環境影響評価準備書においてご確認下さい。

意見番号 20

(御意見)

③これまでの荒川上流環境保全連絡会で「荒川第二・三調節池」内の横堤については、希少植物の移植対策地や在来動植物が残る保全すべき河川環境として議論されてきました。今回の横堤撤去は、あまりにもこれまでの経緯や河川環境対策を無視しているので、現況保全に見直してください。それと官地内での企業利益が優先されてきたゴルフ場については、築堤の新規整備等によって利用できなくなると思うのでゴルフ場利用箇所の官地を対象に、河川本来の環境を自然再生していくことを具体化してください。

(事務局回答)

- 横堤に関しましては、撤去を行わない方向で環境アセスメントの手続きを行うこととなりました。
- 本事業において、堤防や水路、道路等の整備が行われない範囲の国有地の占有について、占有の申請があった場合には、河川法に基づいて審査を行ってまいります。
- 従って、残された国有地内で営業を続ける意思のあるゴルフ場が占有許可申請を行った場合についても、引き続き河川法に基づいて審査を行ってまいります。

以上